

視察・研修報告書

視察・研修先	第26回全国シェルターシンポジウム2024 in KOBE
日時	2024年 11月23日13時00分 ～ 24日16時40分
場所	神戸国際会議場
テーマ	女性支援の新時代へ 住まいは人権 ーハウジングファーストから始まる女性の回復支援
(講師)	正井禮子(認定NPO法人女性と子ども支援センター代表理事) 他多数

概要

1. 民間シェルターの実践報告

「夢を実現！ 六甲ウイメンズハウス～DV や虐待に苦しむ女性と子どもに、
安心安全に暮らせる住まいとその後の生活再建を！～」

講師: 正井禮子(認定NPO法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべ代表理事)

2004年にシェルター開設以来、その後の家探しも支援のひとつでした。しかし、保証人がない、所持金も乏しい、低収入に加えて子連れという女性たちに紹介される家は、古く、日当たりも悪い、「ここにしか住めないのか」とため息がでるような家が多く、居住は女性問題だと感じていました。2010年、居住福祉を考える研究者とともに訪問したデンマークで母子が住む家を見学。外観は古いですが、内部は美しく、広いリビング、プレイルーム、キッチンに木製の家具があり温かい雰囲気でした。帰国後、困難を抱える女性と子どもたちに、「ここにしか住めない」ではなく「ここに住みたい」と思える住まいを提供したいという思いから「夢のウイメンズハウスをつくらう!」とチラシをつくり、あちこちで配布。2023年の国の調査では既婚女性の4人に一人がDVを経験し、その内5人に一人が命の危険を感じる程の暴力を経験していますが、経済的不安や、住む家がない等の理由から2割程度しか家を出ていません。1994年のイギリスでは、DV被害女性が警察等にSOSをだせば、住宅を提供することが各自治体の責務。暴力から逃れるには、安心して住める住まいが不可欠です。欧州では「全ての人は、安心。安全で尊厳ある暮らしを営む権利(ハウジングライツ)がある」ということが思想として定着しており、住まいの提供と同時に、経済的支援と母子ともにカウンセリングも提供されます。

「私たちは暴力か貧困しか選べないのでしょうか」。日本の場合、加害者は処罰されず、女性たちが仕事もコミュニティも捨て、子連れで遠隔地に引っ越す。その後、孤立と貧困に苦しんでいる場合が少なくありません。孤立+貧困+子育ては児童虐待のハイリスクです。

コープこうべさんから旧女子寮を無償提供して頂き、神戸学生青年センターさんとの共同事業で「六甲ウイメンズハウスをつくらう」ということになり、官民、多くの方のご支援を受け、改修工事を経て今年6月オープン。NPOと民間企業が連携して社会貢献の建物を創る。しかもジェンダー視点のある事業でこれだけの規模(40室)のものは日本で初めてだそうです。各地に広がることを願っています。



2. パネルディスカッション

「ハウジングライツ&ハウジングファースト ～女性と子どもが孤立せず、安心して暮らせる住まいと生活再建を支える仕組み～」

中島明子(和洋女子大学 名誉教授・NPO すみださわやかネット 理事長)

1946年 生。専門は居住学。誰もが人間らしく住む権利があることを基本理念として、自治体居住政策、福祉型居住支援に関わっています。主な著書は『デンマークのヒュッゲな生活空間— 住まい・高齢者住宅・デザイン・都市計画』(編 著 萌文社 2014)、『ハウザーズ— 住宅問題と向き合う人々』(編 著 萌文社 2017)等

葛西リサ(追手門院大学 地域創造部 准教授)

学術博士。神戸大学大学院自然科学研究科修了。ひとり親世帯、セクシュアルマイノリティの住生活問題を専門とする。主な著書に、『母子世帯の居住貧困』日本経済評論社 (2017)、『13歳から考える住まいの権利』かもがわ出版 (2022)ほか。2009年都市住宅学会研究奨励賞、2016年住総研研究選奨、2019年都市住宅学会研究論文賞を受賞。

正井禮子(認定 NPO 法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべ代表理事)

1949年 生まれ。1992年 女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべを発足。女性と子どもの人権を守り、男女平等社会の実現に向けて活動を行う。95年 阪神淡路大震災以降は主に「女性に対する暴力」の根絶、特にDV 被害者支援に力を注ぎ、04年 にシェルターを開設。困難を抱える女性のための居住支援や生活再建に取り組む。2024年 6月 六甲ウイメンズハウス開設。同年、関西経済セミナー「輝く女性賞」、神戸新聞社「平和賞」受賞。

山崎菊乃(NPO 法人女のスペース・おん 代表理事)

1997年 3人 の子どもを連れてシェルターに避難。退所後約3年 は、働きながら生活保護を受け子ども達を育てる。DV 防止法制定の運動に参加 し、制定後の2004年 よりNPO 法人女のスペース。おん職員となり、現職。2006年 ～現在まで北海道・札幌市の男女共同参画や子ども施策の審議委員を務め、2019年 4月～2023年 3月 は内閣府被害者支援調査研究事業検討会委員として加害者対応の施策提案を行う。2024年 5月 参議院法務委員会で家族法改正に関し参考人として参加 し、共同親権について支援現場からの意見を述べた。

コーディネーター 北里千里(NPO 法人全国シェルターネット)

広島大学ハラスメント相談室准教授(専門は社会学特にジェンダー研究)、性暴力被害者サポートひろしま代表理事。(著作)「断片化されたままの日本のドメスティック・バイオレンス被害者支援」『ジェンダー法研究』第10号 2023年信山社、「DV被害者の支援プロセスとソー

シャルワーク『神奈川大学法学』第 57 巻第 2 号 (近刊)、『アカデミック・ハラスメントの解決』(共著)2017 年 寿郎社、他。

<2 日目>

3. 分科会④ 「デジタル化・スマホ必携が進む社会と DV・性暴力」

講師 内田絵梨(NPO 法人ぱっぷす理事・相談支援主任)

講師 北里千里(NPO 法人全国シェルターネット共同代表、広島大学ハラスメント相談室室長)

①スマホ等デジタルツールによる監視、メール、SNS や GPS によるストーキング、性的画像撮影、リベンジポルノなどによる DV の被害実態について ②シェルターでの携帯使用禁止? などの安全問題をどうするか。この 2 つのテーマについて、実情と取り組み、課題について講演を受け考えた。

4. 全体シンポジウム 13:45~15:45

「議員と語る—共同親権・困難女性支援法~これからの DV 被害者支援」

1. 各党の関係国会議員を中心に、DV・性暴力防止、困難女性支援法、共同親権等について、国会審議を踏まえ、課題の深化を図った。

質問・問題提起:北仲千里/困難女性支援法。DV 被害者対策について提起したい。どこに住んでいても同じもの、画一的な押し付けもいけない。当事者の視線に立って。昨年までできていなかった。今年度からは福祉、人権の目的で法律スタート。シェルターに入りたくても、入りにくい。もっと利用しやすくすべき。一時保護の人の基本はできたが、各県に1つしかないの、子どもづれ、ペット、LGBTQ も男性も、とはムリだった。それぞれ使いやすいもの。あちこちにシェルター。そのために、危険度のアセスメントをする、相談員が丁寧に気持ちをきいて支援計画を作る。SNS 相談をどんどん進めているが、SNS と対面の相談が離れていては、違うと思う。

質問・問題提起:山崎菊乃/おんなのスペースおん。支援現場での実情を知っていただきたい。家庭の中の暴力は容認されていて、当事者が殺されると議員に訴え、DV 防止法を作ってもらった。しかし、今回の共同親権の導入で、DV 防止法が無力化する。支援現場の懸念がある。加害者の行動予測。加害者意識はなく、自分を被害者と思っていて、報復感情を持つ。自分は悪いことをしていないのに、妻が出ていった。支援者や弁護士がそそのかした。絶対妻の思い通りにしない。共同親権をとって、思い知らせてやる。加害者に加勢する法律。支援機関はどうなるか。被害者の相談にのると、加害者の共同親権を阻害したと訴えられるかも。共同親権の侵害だと自治体に起こされるかも。リスクをおってまで、被害者を守るか。発言力の小さい被害者が虐げられる。単独親権を主張しようとしても、DV は証明できない。DV や虐待の証明をどうしたらいいのか。DV 防止法が改正され、精神的虐待となったが、内閣府が認めているものを言うだけで、DV と認められるのか。児童手当・奨学金など加害者の収入と合算されないか。

公明党 伊藤たかえ参議院議員 法務委員会理事 弁護士。支援員は正職員に、逃げることの支援だけではなく、生活を取り戻していく支援。新たな人を採用するのも大事だが、専門性、経

験、知見を持った人をどうつくっていくのか。待遇が不安定でこの仕事を選べないということを考えたい。議員とも連携しながら、各自自治体の考え方を変えていくことも大事。

立憲民主党 しのだ奈保子衆議院議員 法務委員会 弁護士。リーガルアビュースについて、私も当事者。加害者から、懲戒請求され、民事裁判も何度も。実施有罪で刑事告訴を受け、警察で事情を聴かれた。現場で不安にならないよう、支援者弁護士らが委縮しないように、加害者の行動パターン、思考パターンは経験的にわかってくるので、自治体の現場で共有する活動をしたい。2026年までに共同親権の改正を諦めない。

国民民主党 地元兵庫県国会議員 男性の立場からも。共同親権は懸念されていることいっぱいあると思う。現場の声。地方議員長かった。制度は国、実際は自治体。(挨拶後退席)

堀川あきこ 共産党衆議院議員 法務委員会所属。共同親権の議論はつくされなかった。命と尊厳を守る立場で。住まいは人権。住宅確保が困難な方にも国の施策を求める。共同親権の下、アメリカの上院下院において、653人も子どもが殺害されている、子どもの安全を最優先にすべきと、決議をあげている。子どもの安全が最優先なのだともっと確認をしていく。子連れ別居は、子どもの安全、養育者の安全なのだと。岡村さんが参考人招致のときに言ったこと。当事者の斎藤さんからも。DV被害者を守る弁護士が加害者から訴えられている。弁護士もだれも助けしてくれる人がいなくなると懸念される。

福島みずほ 社民党参議院議員 2001年DV防止法を作った。5回改正。DV加害者は、巧妙に差別、支配、コントロールする。この6月同意がなくても共同親権になる法律が、議論が尽くされず成立。今、政府がガイドラインを作っているので、法務省や内閣府に働き掛けている。良い中身を作ってもら。裁判所にも反映してほしい。共同親権に確かに問題がある欠陥法。DVがわかってない関係者が多く、共同親権へ説得されるのではないかと。別れても、支配とコントロールが続く。実際、委縮効果になっている。学校などの対応を変えるのに、国会の答弁を活かすことが大事。共同親権。共同親権では校則は関係ないが、校則違反になって、退学の余地があるときは共同親権。学校や住所の変更はできる。

所 感

売春防止法が67年ぶりに改正されて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が新たに制定され、2024年4月より施行された。新法は女性の人権やジェンダー平等を基本とし、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題に対応し支援するものである。この法律を活用し、若年女性、高齢女性、非正規女性など様々なこんなに直面する女性が支援できるように、市には計画策定を働き掛けていきたい。

一方、昨年6月には、離婚後、現行の単独親権から基本共同親権へと民法が改正された。共同親権は夫や父親からのDVや虐待などを断ち切ることを困難にする。加害者は共同親権を盾に、離婚や別居を困難にするとともに、離婚後も居住地の介入や入学、進学、医療行為など様々な理由で母子の支配や嫌がらせをエスカレートさせる懸念は強い。本研修で出会った全国の議員や弁護士たちと連携し、女性と子どもへの暴力に対して人権を擁護するために今後も力を尽くしたい。—作成者 松崎百合子—